

# 令和6年第12回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年12月16日（月）午後1時26分から午後2時30分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	欠席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	欠席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
5番	星 美代子
7番	永澤 広美

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一
農林水産課 農林水産係長	唯野 淳

6. 議事

- 報告第 1号 令和6年第12回総会までの主な行事について
- 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について
- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第49号 地域計画（案）に係る意見について

会長 ただいまより令和6年第12回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、5番 星美代子委員と7番 永澤広美委員にお願いします。

なお、欠席は2番 横山智委員と6番 川上敦史委員であります。

また、議案第49号の説明員として、農林水産課農林水産係の唯野係長が出席しております。

会長 それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和6年第12回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 令和6年第12回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

11月19日、農地パトロール（6区）、町内において実施され、出席者は記載のとおりとなっております。

11月21日、農地パトロール（1区）、町内において実施され、出席者は記載のとおりとなっております。

11月22日、農地パトロール（6区）、町内において実施され、出席者は記載のとおりとなっております。

11月24日、ふくしま農業人フェアの情報収集、福島市において、菅野職務代理、事務局が出席しております。

11月25日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

11月27日、農業者年金加入推進セミナーが東京都で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

同じく27日、農業委員会等農政懇談会が東京都で開催され、清野会長が出席しております。

11月28日、県選出国会議員への要請集会及び全国農業委員会会長代表者集会が東京都で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

12月6日から11日まで、町議会定例会が役場で開催され、私が対応しております。

12月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、石田委員、横山（智）委員、森委員、佐藤委員、事務局で調査を実施しております。

以上でございます。

会長 ただ今、事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。2ページをご覧ください。  
1番から2番については、賃借人が同じであるため、一括でご説明いたします。  
賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は記載のとおりであります。  
農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合による耕作者変更のため、令和6年10月31日付で賃貸借の解約と土地の引き渡しを行います。  
なお、解約後の新たな耕作者への権利の設定については、本議案第46号に上程されております。  
説明は以上でございます。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、報告第2号については以上で終わります。  
議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から21番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から21番をご説明いたします。3ページをご覧ください。  
これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。賃借人ごとに一括して説明いたします。  
1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。  
貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなっております。  
2番以降につきまして、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりでありますので、以後省略させていただきます。  
2番から7番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は2番が10アールあたり米30kg、3番、4番、5番が10アールあたり5,000円又は米30kg、6番が全部で米30kg、4ページ、7番が全部で米90kgとな

っております。

8番から9番については、貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は8番、9番ともに10アールあたり米30kgとなっております。

10番については、貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなっております。

11番については、貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgとなっております。

12番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり米20kgとなっております。

5ページをご覧ください。13番から21番についてですが、13番から16番までが、貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は13番が10アールあたり米30kg、14番が全部で米90kg、15番が全部で米210kg、16番が10アールあたり米30kgとなっております。

6ページの17番から7ページの21番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は17番、18番、19番が10アールあたり米30kg、20番が全部で米120kgと現金32,300円、21番が10アールあたり米30kgとなっております。

説明は以上でございます。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から21番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。8ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、親子間贈与による所有権の移転であります。

登記地目は宅地となっておりますが、全面積1629.50m<sup>2</sup>のうち1200m<sup>2</sup>が畠となっているため農地法の適用を受けるものであります。

取得する畠は、蔬菜を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしておりません。

説明は以上でございます。

会長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 質問もないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は9ページ、資料は1ページから4ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分は、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

2番について説明いたします。議案は10ページ、資料は5ページから8ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分は、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

3番について説明いたします。議案は11ページ、資料は9ページから12ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。

転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分は、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかつたことから、許可の要件は満たしております。

4番について説明いたします。議案は12ページ、資料は13ページから15ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分は、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかつたことから、許可の要件は満たしております。

5番について説明いたします。議案は13ページ、資料は16ページから18ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分は、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかつたことから、許可の要件は満たしております。

6番について説明いたします。議案は14ページ、資料は19ページから21ページになります。設定人と被設定人、申請地は議案に記載のとおりであります。

転用目的は太陽光発電施設用地への搬入路であります。権利の移動は使用貸借権の設定で貸借期間は農地法許可日から令和7年3月31日までであります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分は、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地がなかつたことから、許可の要件は満たしております。

説明は以上でございます。

会長 この件に関しましては、12月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、12月10日に横山智委員、森文明委員、佐藤正義委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を報告いたします。議案9ページと、資料の1ページから4ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページか

ら2ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を報告いたします。議案10ページと、資料の5ページから8ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の5ページから6ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を報告いたします。議案11ページと、資料の9ページから12ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の9ページから10ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

4番を報告いたします。議案12ページと、資料の13ページから15ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の13ページから14ページに記載のとおりで、南に向かって緩やかな傾斜のある土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

5番を報告いたします。議案13ページと、資料の13ページから15ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の13ページから14ページに記載のとおりで、南に向かって緩やかな傾斜のある土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

6番を報告いたします。議案14ページと、資料の16ページから18ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の16ページから17ページに記載のとおりで、南に向かって緩やかな傾斜のある土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明がありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長 ありがとうございました。質疑に入る前に、地元委員から何か補足意見があれば、お願いします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第48号の1番から6番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

横山(行)委員 太陽光発電設備ですが、どのぐらいの規模まで認められるのか。

事務局 規模ですがピンからキリまでです。あまり小規模だと発電事業が成り立たないので、最低でも10アールくらいは必要となりますし、メガソーラーといわれる大規模なものだと数ヘクタールのものもあります。

横山(行)委員 上限がないということであれば、申請があればどんどん増えていくのか。

事務局 相馬市や南相馬市では10,000m<sup>2</sup>やそれを超える面積でやっているところがある。新地では1,000m<sup>2</sup>から3,000m<sup>2</sup>くらいの規模が多い。

横山(行)委員 私が心配しているのは、10年後畠がなくなってソーラーだけになってしまうのではないかということ。

事務局 農振農用地ということで、優良農地として守っていく農地を町で定めておりましたが、農振農用地での太陽光発電への転用は認められませんので、農地として確保されることとなります。

目黒委員 容量は、何キロワットか。

事務局 資料のパネル配置図に記載してありますが、申請容量49.50kwとなっております。

目黒(文)委員 全て小規模発電ということですね。

事務局 はい、小規模発電です。

阿部委員 1番から3番について譲渡人の住所が外国であるが、日本人なのですか。

事務局 日本の方です。仕事の関係で、外国に住所を移している方です。

阿部委員 売買価格はいくらですか。

事務局 売買価格は、1番から4番までが用地費として100万円、5番が用地費として80万円、6番は使用貸借となっております。

会長 その他何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

議案第49号 地域計画（案）に係る意見について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第49号 地域計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、町より農業委員会に対し意見を求められたため提出するものであります。

策定の理由につきましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画の策定が法定化されたため策定するものであります。

これまでの経過につきましては、記載のとおりでありますが、今年1月～2月に意向調査を実施し、担い手等による協議の場を2回開催しております。

今回の地域計画（案）につきましては、意向調査の結果及び協議の場での意見を踏まえて作成したものであります。

計画（案）の内容については、農林水産課よりご説明いたします。

農林水産課 議案16ページから19ページ、地域計画（案）についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。

作成年月日につきましては、令和7年3月を予定しております。更新年月日でございますが令和7年度以降必要に応じて随時更新をしていきたいと考えております。また、目標につきましては、直近の目標年度を令和11年度としております。一つ飛びまして地域名ですがこちらは新地町をひとつの地区として全体で考えております。集落名につきましては、農林業センサスの集落名を記載しております。

続きまして1番、地域における農業の将来の在り方につきまして、（1）地域計画の区域の状況です。まず地域計画の農用地等の面積は記載のとおりです。うち農用地区域内の農地の面積、その内訳といたしまして田の面積、畑の面積、それから4番5番の区域内においての規模縮小などの意向がある農地の面積、また今後農業を担う者が引き受ける意向がある農地の面積、また区域内における75歳以上の農業者の農地の面積と記載しております。こちらにつきましては令和6

年2月に実施したアンケートの集計結果となっております。続きまして、（2）地域農業の現状及び課題についてです。今後認定農業者等が引き受ける意向がある農地の面積よりも縮小規模意向の農地面積と後継者不在の高齢者の農地面積の合計が48ヘクタール多く新たな農地の担い手の確保が必要と考えております。また、担い手が利用する農地面積の団地数は平均5カ所、約15ヘクタールございまして更なる集約が必要と考えております。地域の活性化を図るために新たな作物といたしまして飼料作物、飼料用米、青刈りとうもろこしとしております。それに加え高付加価値農作物の作付面積の拡大への取り組みが課題と考えております。続きまして、（3）地域における農業の将来の在り方です。作物の生産や栽培方法について記載しております。水稻を主要作物としつつ地域の特産物であるニラを段階的に有機農業に切り替え団地化を形成、併せて飼料作物の生産に取り組み農業を担う者を含めて栽培方法を確立、集落ごとに認定農業者に集約を進めつつ地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ農業を担う者を募り地域全体で利用する仕組みの整備を進めるとしております。

17ページをご覧ください。2番、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標としまして、（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針ということで、農地バンクへの貸し付けを進めつつ担い手への農地の集積、集約化を基本とし担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。（2）担い手に対する農用地の集積に関する目標としまして、地域計画内の集積率は現在39.3%、将来の目標とする集積率は60.1%しております。（3）農用地の集団化に関する目標としまして、担い手が利用する農地面積の目標団地数及び面積は3カ所、平均20ヘクタールとする。将来的に更なる団地面積の拡大を進めるとしております。

3番、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため取るべき必要な措置ですが、（1）農用地の集積、集団化の取り組みとしまして、担い手を中心とした農地の集積、集積化を進めるため農地面積の拡大を図りつつ新規就農者向けの小規模補助の団地化を図り農地バンクを通じて集団化を進めています。（2）農地中間管理機構の活用方法としまして、地域全体を農地バンクへ貸付け、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。その際、所有者の貸し付け移行時期に配慮することとしています。（3）基盤整備事業への取り組み、農業生産基盤の強化のため再圃場整備を含む土地改良事業等を今後検討していきたいと考えております。（4）多様な経営体の確保、育成の取り組みとしまして、多様な経営体の新規確保、農業法人、営農組合、地域の担い手等の後継者候補が経営を継承していくよう目標を持ち育成に取り組んで行く、県やJA、農業委員会、農地中間管理機構と連携し就農相談や就農に向けた準備支援、営農指導、農地確保、資金相談等の支援体制を強化し、相談から定着まで切れ目なく取り組んで行くこととしております。（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取り組み、農作業支援サービス事業者は、新地町内だけではなく広域の作業を受託しているため更なる作業受託可能面積の増加に向けて協力して進めて行きます。地域の実情に応じて必要な事項を選択し取り

組む内容としまして、1番から10番までの取り組み内容がございますが今現在、町の方で取り組む予定のものは、1番、山間部に近い農地での猪の被害が多く電気柵の設置補助事業を推進、3番、作業能率の向上のためにスマート農業への取り組みを支援し作業効率の向上や省略化を図っていく、7番、多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み集落内の保全、管理を共同で行い農業用施設の維持管理の実施、10番、その他としまして、未来に残す良好な農地の景観、形成、河川愛護などを通じ農業の大切さや自然の豊かさについて警護活動を継続していくこととしております。

続いて18ページをご覧ください。4番の地域内の農業を担う者一覧ですが、別紙1が19ページになっております。地域計画の農業を担う者の一覧としまして1番から45番までを登録予定です。こちらの資料には個人名が書いておりますが地域計画策定後の一般に公表する時には個人名ではなく番号表示を予定しております。

18ページに戻りまして5番の農業支援サービス業者としまして、株式会社アグリサービスそうまを登録する予定しております。作業内容、対象品目につきましては水稻の作業の受委託ということを予定しております。

続きまして6番、目標地図がありますが、別添のとおりでA3の資料になります。A3の資料が4枚あります。貼り合わせますと新地町全体の地図となります。右下になる地図に現況地目と担い手番号順に個人名が記載しております。現況地目として薄緑色が田、薄オレンジ色が畠となっており、その上に担い手ごとに色分けをして1番から21番までを色分けして記載しております。22番から80番までですが、22番以降につきましてはここに記載していない小規模農家さんをまとめています。地図上、白の空白になっている部分につきましては、今後検討していく農地として記載しております。令和7年度以降必要に応じて協議の場を設置しまして話し合いの結果を随時更新して、地域計画、目標地図の精度を上げていきたいと考えております。

説明については以上です。

会長 それでは議案第49号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

佐藤委員 地域計画、現段階での案ということですが、認定農業者等も入ってきているのですが、認定農業者の方には全然その辺の話が来ておりませんので、私も代表をやっている以上、全然こういった話を聞いておりませんでしたので、今後、話し合い等をしていただけるということでおろしいでしょうか。

農林水産課 今年協議の場を開催しまして、その際に認定農業者を含めた農家さんに集まつていただきまして、そちらに参加していただいた方々を記載することで、それ以外の方につきましては、必要に応じて今後協議をしていくて追加や削除して調整していくように考えております。

佐藤委員 農業の将来の在り方のところに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者と記載されてますので、この辺についても聞き覚えがなかったので、認定農業者を中心に集まったのはわかりますが、その辺もう少しみなさん理解出来てないと思いますので、ご提案させていただきました。

農林水産課 前回までの協議の場に参加していない方の記載もありますので、その方々も含めて、周知、説明を行ってまいります。

佐藤委員 協議の場に来てない方はわからないので、そうであれば良いと思います。本当は協議の場の前に、認定農業者を集めていただいてある程度のガイドラインを説明していただきたかったのですが、今回は時間もなかつたのでやむを得ないにしても、今後その辺の周知についてお願いしたい。

会長 その他何かございませんか。

石田委員 その都度更新していくということだが、どういった場合に、どのようなイメージで行うのか。

農林水産課 基本的には目標地図の更新を考えておりまして、目標地図は担い手の方が利用権設定をする予定の地図となっております。利用権設定はその都度動きがあると考えておりますので、担い手の方の利用権設定に動きがあった場合は、協議の場を開催し、実情にあわせて地図も変更していきます。また、地域計画の方も必要に応じて見直しを行います。現時点では、年一回の更新を想定しております。

石田委員 誰かがここ変えたいとか、きっかけがなければ更新しないのか、それとも毎年1月になつたら関係者を集めて意見を聞くなど定期的に更新するのか、また、誰かがここ変更して欲しいとなつた場合、その都度更新をしないといけないものなのか、どのような運用になるのか。

農林水産課 利用権設定は1年間変更なしというのではないと考えております。現時点では、年度末更新に向け今年度と同時期くらいに協議の場を開催し意見集約を行うということで考えております。

石田委員 集約化に向けた協議の場を開催していくのか、担い手の方が自分で動いてその結果をあげてくるのか。

農林水産課 今年度の5ha以上の水稻作付農家に加え、他の作物を作っている方に協議の場に加わっていただき、集約のための交換などの意見もご提案いただいて、実際に交換が成立して利用権設定まで整ったときには、次年度になるかもしれません

が地図の更新となる予定です。

石田委員 団地の定義がわからない、面積などの要件があるのか。

事務局 地域計画（案）に記載の担い手の団地数ですが、エリアととらえてもらえばよいかと思います。現状で5つのエリアにまたがって耕作しているものを集約化して3つのエリアにしていくという目標となります。

会長 その他何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第49号 地域計画（案）に係る意見について、原案どおり承認し「意見なし」として新地町長へ意見を送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第12回農業委員会総会を閉会いたします。